報酬規程（濱川法律事務所）

第１章　総則

（目的）

第１条　当報酬規程（以下「当規程」という）は、濱川法律事務所（所在地：東京都北区赤羽２丁目４９番７号山陽ビル４階。以下「当事務所」という）に所属する弁護士が法律事務を行うにあたっての標準的な報酬を定めることを目的とし、個別の委任契約により、当規程とは異なる定めをした場合には、当該委任契約の規定が優先して適用されるものとする。

（弁護士報酬の種類）

第２条　当事務所における弁護士報酬は、法律相談料・着手金・報酬金・手数料・顧問料及び日当を指すものとする（以下、これらを総称して「弁護士報酬」という）。

２　前項の定義は、以下のとおりとする。

(1) 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（対面での相談の他、オンラインでの相談なども含む）の対価をいう。

(2) 着手金

事件又は法律事務（以下、「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。

(3) 報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。

(4) 手数料

原則として１回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等に

ついての委任事務処理の対価をいう。

(5) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。

(6) 日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために時間を費やすこと（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第３条　着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けるものとする。

(事件等の個数等)

第４条　弁護士報酬は、原則として、１件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、１件とする。

ただし、第３章第１節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けることとする。

(弁護士の報酬請求権)

第５条　弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求する。

２　次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して１件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第２章ないし第５章及び第７章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することがある。

(1)　依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2)　複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3　１件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができます。

(1)　各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

(2)　複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第６条　弁護士は依頼者に対し、予め弁護士報酬等について、十分に説明し、依頼者の希望がある場合には、見積書を交付するものとする。

2　弁護士は、事件等を受任した後、必要に応じ、速やかに委任契約書を作成し、契約を締結する。

3　委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項等を記載する。

(弁護士報酬の減免等)

第７条　依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は第３条及び第２章ないし第７章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期の変更若しくは分割払いを認め、又はこれを減額若しくは免除することができる。

2　着手金及び報酬を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは、弁護士は第３章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して報酬金を増額するこ

とができる。

ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第１５条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えないものとする。

（弁護士報酬の特則による増額）

第８条　依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第２項又は第２章ないし第４章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

（消費税に相当する額）

第９条　消費税法（昭和６３年法律第１０８号第６３条の２）に基づく、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含んだ金額の表示は、当規程別表による。

ただし、消費税法の改正により、税率の変更があった場合には、その時点での税率の定めに従うものとする。

第２章　法律相談等

（法律相談料）

第１０条　個人（ただし、個人事業主は含まない。）の法律相談料は、原則として以下のとおりとする。

(1)債務整理（借金問題）についての相談	無料
(2)遺言及び遺産分割等、相続全般についての相談	無料（初回６０分のみ）
(3)その他のご相談	３０分／７，０００円（消費税別）

２　法人及び個人事業主の法律相談料は、原則として以下のとおりとする。

(1)債務整理についてのご相談	無料
(2)顧問契約についてのご相談	無料
(3)その他のご相談	３０分／７，０００円（消費税別）～ ※ 原則として、３０分ごとに７，０００円としますが、法人の種類・規模によっては、これと異なることがある。

第３章　着手金及び報酬金

第１節　民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第１１条　本節の着手金及び報酬金については、当規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益－算定可能な場合)

第１２条　前条の経済的利益の額は、当規程に特段の定めのない限り、次のとおり算定する。

(1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。

(2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。

(3) 継続的給付債権は、債権総額の１０分の７の額。ただし、期間不定のものは、７年分の額。

(4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の７年分の額。

(5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。

(6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価

の２分の１の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の２分の１の額を超えるときは、その権利の時価相当額。

(7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の３分の１の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の３分の１の額を加算した額。

(8) 地役権は、承役地の時価の２分の１の額。

(9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。

(10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第５号、第６号、第８号及び前号に準じた額。

(11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。

(12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の３分の１の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。

(13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及びその相続分について争いの無い部分については、その相続分の時価相当額の３分の１の額。

(14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。

(15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

（経済的利益算定の特則）

第１３条　前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らか

に過大なときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額するものとする。

２　前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとする。

(1)　請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに過小のとき。

(2)　紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに過大なとき。

(経済的利益－算定不能な場合)

第１４条　第１２条の規定により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金８００万円とする。

２　弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手数・時間及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第１５条　訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く）の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金３００万円以下の部分	８％	１６％
金３００万円を超え、金３０００万円以下の部分	５％	１０％
金３０００万円を超え、金３億円以下の部分	３％	６％
金３億円を超える部分	２％	４％

２　前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、３０％の範囲内で増減

額することができることとする。

３　民事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前２項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができる。

４　前３項の着手金は金１０万円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が金１００万円未満の事件の着手金は、事情により依頼者との協議により金１０万円未満に減額することができる。

（調停事件及び示談交渉事件）

第１６条　調停事件・示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第１項及び第２項又は第１９条項第１項及び第２項の各規定を準用する。

ただし、それぞれの規定により、算定された額の３分の２に減額することができるものとする。

２　示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、当基準に特に定めのない限り、前条第１項及び第２項又は第１９条第１項及び第２項の各規定により算定された額の２分の１とします。

３　示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、当基準に特に定めのない限り、前条第１項及び第２項又は第１９条第１項及び第２項の各規定により算定された額の２分の１とします。

４　前３項の着手金は金１０万円（第１９条の規定を準用するときは金＿万円）を最低額とします。ただし、経済的利益の額が金１００万円未満の事件の着手金は、事情により金１０万円（第１９条の規定を準用するときは金５万円）未満に減額することができることとします。

（契約締結交渉）

第１７条　示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、以下のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金３００万円以下の部分	２％	４％
金３００万円を超え、金３０００万円以下の部分	１％	２％
金３０００万円を超え、金３億円以下の部分	０．５％	１％
金３億円を超える部分	０．３％	０．６％

２　前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により３０％の範囲で増減額することができる。

３　前２項の着手金は、金１０万円を最低額とする。

４　契約締結に至り報酬金を受領したときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料は請求しないものとする。

（督促手続事件）

第１８条　督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として以下のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
金３００万円以下の部分	２％
金３００万円を超え、金３０００万円以下の部分	１％
金３０００万円を超え、金３億円以下の部分	０．５％
金３億円を超える部分	０．３％

２　前項の着手金は、事件の内容により、２０％の範囲内で増減額することができる。

３　前２項の着手金は金５万円を最低額とする。

４　督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第１５条又は次条の規定により算定された額と前３項の規定により算定された額との差額とする。

５　督促手続事件の報酬金は、第１５条又は次条の規定により算定された額の２分の１とする。

ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求しないものとする。

６　前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第１５条の規定により算定された額の３分の１を、報酬金として同条の規定により算定された額の４分の１を、それぞれ受けることとする。

（手形・小切手訴訟事件）

第１９条　手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金３００万円以下の部分	４％	８％
金３００万円を超え、金３０００万円以下の部分	２．５％	５％
金３０００万円を超え、金３億円以下の部分	１．５％	３％
金３億円を超える部分	１％	２％

２　前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、３０％の範囲内で増減額することができる。

３　前２項の着手金は、金５万円を最低額とする。

４　手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第１５条の規定により算定された額と前３項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は第１５条の規定を準用する。

（離婚事件）

第２０条　離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範

囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚交渉事件	金２０万円	２０万円に経済的利益の約３～７％相当額を加算した金額
離婚調停事件	金３０万円	２０万円に経済的利益の約７～１２％相当額を加算した金額
離婚訴訟事件	金４０万円以上 金６０万円以下	３０万円に経済的利益の約１０～１５％相当額を加算した金額

２　離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の３分の２とする。

３　離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第１項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の２分の１とする。

４　前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力・事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することとする。

（家事審判事件の特則）

第２０条の２　家事審判法第９条第１項甲類に属する家事審判事件（特別代理人の選任、子の氏の変更、後見人となるべき者の選任、離縁の許可、財産管理者の選任、臨時保佐人の選任、財産目録調査期間の伸長、管理計算期間の伸長、相続放棄、遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄等）で、事案簡明なものについての弁護士報酬は５万円以上２０万円以下の手数料のみとすることができる。

ただし、受任後、審理又は処理が長期にわたる事情が生じたときは、

第１５条又は第１６条の規定により算定された範囲内で、着手金及び報酬を受け取ることができる。この場合には、手数料を着手金又は報酬の一部に充当する。

(境界に関する事件)

第２１条　境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は金４０万円以上、金６０万円以下とする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

２　前項の着手金及び報酬金は、第１５条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

３　境界に関する調停事件・仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第１項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ３分の２に減額することができる。

４　境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第１項の規定による額又は第２項の規定により算定された額のそれぞれ２分の１とする。

５　境界に関する調停事件・仲裁センター事件又は、示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第１項の規定による額又は第２項の規定により算定された額のそれぞれ２分の１とする。

６　前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数・時間等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第２２条　借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。

ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
金５０００万円以下の場合	金３０万円以上、金５０万円以下
金５０００万円を超える場合	前段の額に金５０００万円を超える部分の０．５％を加算した額

２　借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。

ただし、弁護士は依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数・時間等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(1) 申立人については、申立が認められたときは、借地権の額の２分の１を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の２分の１を、それぞれ経済的利益の額として第１５条の規定により算定された額。

(2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の２分の１を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の７年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第１５条の規定により算定された額。

(3) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第１項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ３分の２に減額することができる。

(4) 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第１項の規定による額の２分の１とする。

(5) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第１項の規定による額の２分の１とする。

（保全命令申立事件等）

第２３条　仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という）の着手金は、第１５条の規定により算定された額の２分の１とする。

ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の３分の２とする。

２　前項の事件が重大又は複雑であるときは、第１５条の規定により算定された額の４分の１の報酬金を受けることができる。

ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の３分の１の報酬金を受けることができることとします。

３　第１項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第１５条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

４　保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第１項及び第２項の規定を準用する。

５　第１項の着手金及び第２項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることとする。

６　保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、金１０万円を最低額とします。

（民事執行事件等）

第２４条　民事執行事件の着手金は、第１５条の規定により算定された額の２分の１とする。

２　民事執行事件の報酬金は、第１５条の規定により算定された額の４分の１とする。

３　民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることとする。

ただし、着手金は第１５条の規定により算定された額の３分の１とする。

４　執行停止事件の着手金は第１５条の規定により算定された額の２分の１とする。

ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の３分の１とする。

５　前項の事件が重大又は複雑なときは、第１５条の規定により算定された額の４分の１の報酬金を受けることができることとする。

６　民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、５万円を最低額とする。

（倒産整理事件）

第２５条　破産・民事再生・特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金･資産及び負債の額並びに、関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ以下の額とする。

１ 法人及び個人事業主の自己破産事件　　金５０万円以上

２ 個人（個人事業主を除く）の自己破産事件　以下の区分による

(1) 同時廃止相当案件　　金２５万円以上５０万円以下

(2) 少額管財案件　　金４０万円以上７０万円以下

３ 自己破産以外の破産事件　　金１００万円以上

４ 法人の民事再生事件　　金２００万円以上

５ 個人の民事再生事件　　以下の区分による

(1) 住宅資金条項なく債権者５社以下　　金４０万円

(2) 住宅資金条項なく債権者６社以上　　金４５万円

(3) 住宅資金条項あり債権者５社以下　　金５０万円

(4) 住宅資金条項あり債権者６社以上　　金５５万円

６ 特別清算事件　　金２００万円以上

７ 会社更生事件　　金３００万円以上

（任意整理事件）

第２６条　前条に該当しない債務整理事件（以下、「任意整理事件」という）の着手金は、資本金・資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

(1)　非事業者の任意整理事件については、債権者１社につき、２万円として債権者数に応じて算定された金額とする。ただし、１社の債権額が、

(2)　前号の着手金は、金５万円を最低額とする。

(3)　事業者の任意整理事件については、非事業者について算定された額の倍額以上とする。

２　前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下、「配当原資額」という）を基準として、次のとおり算定する。

(1) 弁護士が債権取り立て、資産売却等により集めた配当原資額につき、

金５００万円以下の部分	１５％
金５００万円を超え、金１０００万円以下の部分	１０％
金１０００万円を超え、金５０００万円以下の部分	８％
金５０００万円を超え、金１億円以下の部分	６％
金１億円を超える部分	５％

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、

金５０００万円以下の部分	３％
金５０００万円を超え、金１億円以下の部分	２％
金１億円を超える部分	１％

３　第１項の事件が、債務の免除・履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第２項の規定を準用する。

４　第１項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前２項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

（行政上の不服申立事件等）

第２７条　行政上の異議申立・審査請求・再審査請求その他の不服申立並び

に行政手続事件の着手金は、第１５条の規定により算定された額の３分の２とし、報酬金は同条の規定により算定された額の２分の１とする。

ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

２　前項の着手金は、金１０万円を最低額とする。

第２節　刑事事件

(刑事事件の着手金)

第２８条　刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

刑事事件の内容		着 手 金
起訴前	事案が簡明かつ自白事件	金３０万円
	事案が複雑又は否認事件	金３０万円以上 金５０万円以下
	裁判員裁判が見込まれる事件	金５０万円以上
起訴後(第１審)	事案が簡明かつ自白事件	金２０万円
	事案が複雑又は否認事件	金３０万円以上 金５０万円以下
	裁判員裁判対象事件	金５０万円以上
上訴審(控訴審及び上告審をいう)	事案簡明な事件	金３０万円以上 金５０万円以下
	前段以外の事件	金５０万円以上
再審事件		金５０万円以上
再審請求事件		金５０万円以上

２　前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがなく、委任事務処理に特段の労力又は時間を要し無い情状事件、起訴後（上

告審を含む）については事実関係に争いがない情状事件をいう。

（刑事事件の報酬金）

第２９条　刑事事件の報酬金は次のとおりとする。

刑事事件の内容		結　果	報 酬 金
裁判員裁判対象事件以外の事件	起訴前	不起訴	金３０万円以上、金５０万円以下
		求略式命令	金１０万円以上金３０万円以下
	起訴後	無罪	金５０万円以上
		刑の執行猶予	金３０万円以上、金５０万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
	上訴審	無罪	個別に設定する
		刑の執行猶予	個別に設定する
		求刑された刑が軽減された場合	個別に設定する
裁判員裁判対象事件	起訴後	無　罪	金１００万円以上
		刑の執行猶予	金５０万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額

	上訴審（含再審事件）	無　罪	個別に設定する
		刑の執行猶予	個別に設定する
		求刑された刑が軽減された場合	個別に設定する
		検察官上訴が棄却された場合	個別に設定する
再審請求事件		再審開始の決定がされた場合	個別に設定する

（刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等）

第３０条　起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第２９条に定める着手金を受けることができる。

２　刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前２条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

３　弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して１件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

（検察官の上訴取下げ等）

第３１条　検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第３０条の規定を準用する。

（保釈等）

第３２条　保釈・拘留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・拘留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

（告訴・告発等）

第３３条　告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続きの着手金は１件につき、金３０万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により受けることができる。

第３節　少年事件

（少年事件の着手金及び報酬金）

第３４条　少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は、次のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	金３０万円以上、金５０万円以下
抗告・再抗告及び保護処分の取消	金３０万円以上、金５０万円以下

２　少年事件の報酬金は次のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始又は不処分	金３０万円以上
その他	金３０万円以上、金５０万円以下

３　弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、刑事被疑者としての勾留の有無、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前２項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第３５条　家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第４条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても１件の事件とみなす。

２　少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

３　弁護士は、追加して受任する事件が同種であること、又は従前の事件と併合して審理に付されることが見込まれることにより、追加件数の割合に比して１件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

４　少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第２節の規定によるものとします。

ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第４章　手数料

(手数料)

第３６条　手数料は、この報酬基準に特段の定めの無い限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

なお、経済的利益の額の算定については、第１２条ないし第１４条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

項　目	分　類	手　数　料

証拠保全 （本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる）	基　本	金１５万円に第１５条第１項の着手金の規定により算定された額の１０％を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解 （本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求しない）	示談交渉を要しない場合	金３００万円以下の部分：金１０万円
		金３００万円を超え、金３０００万円以下の部分：１％
		金３０００万円を超え、金３億円以下の部分：０．５％
		金３億円を超える部分：０．３％
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第１６条又は第２０条ないし第２２条の各規定により算定された額
公　示　催　告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件	基　本	金３万円以上

の債権届出	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

(2) 裁判外の手数料

項　目	分　類	手 数 料	
法律関係調査(事実関係調査を含む)	基　本	金３万円以上、金１５万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定　型	経済的利益の額が金１０００万円未満のもの	金５万円
		経済的利益の額が金１０００万円以上、金１億円未満のもの	金１５万円
		経済的利益の額が金１億円以上のもの	金２５万円以上
	非定型	基　本	金３００万円以下の部分：金１０万円
			金３００万円を超え、金３０００万円以下の部分：１％

			金３０００万円を超え、 金３億円以下の部分 ：０．３％
			金３億円を超える部分 ：０．１％
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に金３万円以上の金額を加算する。
内容証明郵便作成	基　本	金３万円以上、金５万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	定　型		金５万円以上、 金２０万円以下
	非定型	基　本	金３００万円以下の部分 ：金１０万円
			金３００万円を超え、 金３０００万円以下の部分 ：１％

			金３０００万円を超え、 金３億円以下の部分 ：０．３％
			金３億円を超える部分 ：０．１％
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に金３万円以上の金額を加算する。
遺言執行	基　本		金３００万円以下の部分 ：金２０万円
			金３００万円を超え、 金３０００万円以下の部分 ：１％
			金３０００万円を超え、 金３億円以下の部分 ：０．３％
			金３億円を超える部分 ：０．１％
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額

	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求する。
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。 　ただし、合併又は分割については金２００万円を、通常清算については金 １００万円を、その他の手続きについては金１０万円を、それぞれ最低額とする。 金１０００万円以下の部分：４％ 金１０００万円を超え、金２０００万円以下の部分：３％

		金２０００万円を超え、 金１億円以下の部分 ：２％ 金１億円を超え、 金２億円以下の部分 ：１％ 金２億円を超え、 金２０億円以下の部分 ：０．５％ 金２０億円を越える部分 ：０．３％
会社設立等 以外の登記等	申請手続	１件金５万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄本・戸籍謄抄本住民票等の交付手続きは１通につき金１０００円以上とする。
株主総会等 指導等	基　本	金２０万円以上
	総会等準備も指導する場合	金４０万円以上

現物出資等証明（会社法第３３条第１０項３号等に基づく証明）	１件金３０万円。 　ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することとする。

任意後見契約及び財産管理・身上監護	(1)　契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料 「法律関係調査費用」の基準を準用する。 (2)　契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (ｲ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 月額３円以上５万円以下 (ﾛ) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額５万円以上２０万円以下 ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができる。 (3)　契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 １回あたり３万円以上５万円以下

第５章　時間制

（時間制）

第３７条　弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第２章ないし第４章及び第７章の規定によらないで、１時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

２　前項の単価は１時間毎に金３万円以上とする。

ただし、受任した事件等の処理に要した時間に、１時間に満たない端数が生じた場合、その端数は、依頼者との協議により弁護士報酬を定める。

３　弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性及び弁護士の熟練度等を考慮し、前項の額を増減することができる。

４　弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることができる。

５　弁護士は、依頼者との協議により、第２章ないし第４章及び第７章の規定によって、弁護士報酬を定めた事件等について、予め設定した処理期間を超えた場合は、その超えた期間において、当該事件等の処理に要した時間につき、第１項ないし第３項の規定を適用することができる。

第６章　顧問料

（顧問料）

第３８条　法人及び個人事業主の顧問料は、以下のとおりとする。

ただし、事業の規模及び内容等を考慮してその額を増減することができることとし、個人の顧問料は、弁護士と当該個人との個別契約によって決するものとする。

月額　金３万円以上１０万円以下

２　顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、個別

に定めるものとするが、特に明記しない場合は、電話・ファックス及び電子メール等による、一般的かつ簡易な法律相談業務とする。

３　時間制の場合は、毎月の顧問料に含まれる所定時間を予め定めて、所定時間を超える業務については、別途時間制で弁護士報酬を請求できるものとする。

４　法律関係調査、契約書その他の書類の作成、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立ち会い、講演などの業務の内容及び弁護士報酬、並びに交通費及び通信費などの実費の支払等については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の中で、その対応方法を決定する。

ただし、上記の業務に関しては、あらかじめ顧問契約では定めを置かず別途、個別的に定めることもできる。

第７章　日　当

（日　当）

第３９条　日当は次のとおりとする。

半日（往復２時間を超え、６時間まで）	金５万円
１日（往復６時間を超える場合）	金１０万円

２　前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

３　弁護士は、あらかじめ依頼者から概算により決定した日当を預かることができる。

（出廷日当）

第３９条の２　出廷日当を定める場合は次のとおりとする。

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、仲裁事件、調停事件、刑事事件及び少年事件の期日出廷１回につき金３万円以上、金５万円以下

２　前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

３　弁護士は、あらかじめ依頼者から概算により決定した出廷日当を預かることができる。

第８章　実費等

（実費等の負担）

第４０条　弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

２　弁護士は、あらかじめ依頼者から概算により決定した実費等を預かることができる。

３　前項の概算額につき、不足が発生又は見込めるに至った場合には、弁護士は依頼者に対し、追加の支払いを求めることができる。

４　弁護士は、依頼者から預かった実費等について、原告として事件等の処理が終了したときに精算する。

（交通機関の利用）

第４１条　弁護士は、出張のための交通機関については、あらかじめ依頼者と協議をして定めた運賃の等級を利用することができる。

ただし、事前に協議をすることができない場合、又は協議をしなかった場合には、中等以上の運賃の等級を利用することができる。

第９章　委任契約の精算

（委任契約の中途終了）

第４２条　委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

２　前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全額を返還する。

ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができることとする。

３　第１項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任が無いにもかかわらず、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。

ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することはできないものとする。

（事件等処理の中止等）

第４３条　依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、又はその処理を中止することができる。

２　前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知する。

３　前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りる。

（弁護士報酬の相殺等）

第４４条　依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

２　前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知する。

３　前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りる。

附　則

当規程は、平成２５年２月１日より施行する。

令和８年４月１日、一部改正する。

以上